

令和 7 年 4 月 1 日

関係各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 7 年度横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」
福祉車両導入補助金について（通知）

平素より、横浜市の障害児福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

重症心身障害児等の放課後等の通所先を拡充することを目的とし、福祉車両の導入に伴う補助事業を実施しますので、通知します。

なお、本補助は令和 8 年 3 月 1 日までに横浜市の指定を受けた事業所を対象としますが、予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了しますので、あらかじめご了承ください。

1 助成内容

(1) 対象事業所

以下の①、②両方に該当する法人が対象です。

- ①「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」の指定を横浜市から受けた法人、または、令和 8 年 3 月 1 日までに受ける予定の法人

（一般の放課後等デイサービスや児童発達支援は対象外となります。）

- ②以下の事業のいずれかの運営実績を、交付申請日時点で 6 か月以上有する法人。

ア 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業のうち、「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院、診療所

ウ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する訪問看護事業者

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する医療型障害児入所施設

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する療養介護

カ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する療養通所介護

※運営実績については横浜市内での運営実績も対象としますが、複数事業所の運営実績は通算しません。

(2) 対象経費

事業所が事業を行う上で児童の送迎を目的として使用する、以下の購入費等が対象です。

①福祉車両本体の購入費

②福祉車両への改造費

(福祉車両本体及び改造費本体のみ対象となり、消費税、諸費用、付属品は対象外です。)

※ 他の公的助成金を受ける場合は、本補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※ 購入前の事前申請が必要です。 補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象となりませんのでご注意ください。

(3) 補助金額

車両 1 台あたりの補助上限額は以下の通りとなります。

事業所所在地	補助割合	補助上限額
重点対象地域 (神奈川区、金沢区、栄区)	2 / 3	1 0 0 万円
上記以外	1 / 2	7 5 万円

※一事業所あたり本補助金の交付を受けられる回数は 1 回限りです。

※ 1 回の申請あたり車両 1 台を上限とします。

※ 単位の追加により事業所の利用定員が増加する場合には、既に交付を受けている対象事業所においても再度、交付を受けることができるものとします。

※ 本市予算の範囲内において市長が決定する額となります。

※ 1, 000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。

(4) その他注意事項

- ・ 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理等する必要があります。
- ・ 財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、4 年です。4 年以内に事業廃止や車両の譲渡をした場合、原則、補助金の返還となります。
- ・ 事業所の指定前に申請を行う場合は、新規指定予定日の 2 か月前以降かつ事業開始が具体的に決まってから申請が可能です。指定前に補助を申請する場合は、事前に当課までご相談ください。(9 月 1 日指定予定：7 月 1 日から補助金の申請可能)

2 申請方法等

申請書類一式を郵送もしくは電子申請にて、次の期限までに御提出ください。

提出期限 令和 8 年 1 月 30 日 (金) 必着 (厳守)

送付先 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 13 階
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

- ・ 予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了します。
- ・ 郵送の場合、封筒表面に「重心放デイ補助金申請書在中」と記載してください。

3 申請からお支払いまでの流れ

事業所	横浜市	備 考
①補助金交付申請書を提出※		各事業所→横浜市
	②補助金交付決定通知又は不交付通知を送付	横浜市→各事業所
事業完了（車両を購入・支払い・納品）		各事業所
③補助金実績報告書を提出		各事業所→横浜市
	③補助金実績報告書を受領・審査	横浜市
	④補助金額確定通知を送付	横浜市→各事業所
④補助金額確定通知を受領後、⑤補助金請求書を提出		各事業所→横浜市
	⑤補助金請求書を受領・審査後補助金をお支払い	横浜市→各事業所

※予算が上限に達した場合は終了します。

※①補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象となりません。

※令和8年3月31日までに事業完了しなかった場合、補助金の対象となりません。

※詳細は、横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金交付要綱をご確認ください。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274 F A X 045-663-2304